

早稲田大学と連携協力に関する協定を締結しました

－ 12/22 協定書調印式を開催 －



【調印式】 本学 吉岡学長・理事長（右）と早稲田大学 白井総長（左）との間で、協定書の交換が行われました。

このたび、公立大学法人奈良県立医科大学と学校法人早稲田大学は、両大学が連携協力して教育研究活動の一層の充実と質の向上を図ることによって、学術の発展と有為な人材の育成に寄与することを目的として、連携協力協定を締結しました。

今後、両大学が持つ知的・人的資源の幅広い交流を促進し、医療や福祉等の分野における教育、研究あるいは産学官連携において連携協力し、種々の取組を進めて参ります。加えて、その成果を広く地域社会への貢献に生かすことができるよう努めて参ります。

調印式の概要

1 日 時 平成20年12月22日(月曜日) 16:00～16:45

2 場 所 奈良県立医科大学 ^{いつかしかいかん} 厳櫃 会館 3階 「大ホール」

〒634-8521 奈良県橿原市四条町840番地 Tel (代表) 0744-22-3051

3 出席者

＜奈良県立医科大学＞	学長・理事長	吉岡 章	
	副理事長	西尾 哲夫	
	副学長・理事	榊 壽右	
	副学長・理事	喜多 英二	
	理事	瓜生 英明	外

＜早稲田大学＞	総長	白井 克彦	
	副総長・常任理事	堀口 健治	
	副総長・常任理事	土田 健次郎	
	理事	谷口 邦生	外

4 協定の目的

両大学が連携協力して教育研究活動の一層の充実と質の向上を図り、もって、学術の発展と有為な人材の育成に寄与することを目的とします。

5 連携協力を行う事項

- (1) 教育に関する事項
- (2) 研究に関する事項
- (3) 産学官連携に関する事項
- (4) 地域社会への貢献に関する事項
- (5) その他、協定の目的を達成するために両大学が必要と認める事項

**公立大学法人 奈良県立医科大学と学校法人 早稲田大学との
連携協力に関する協定書**

公立大学法人 奈良県立医科大学と学校法人 早稲田大学は、教育研究の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、両大学が連携協力して教育研究活動の一層の充実と質の向上を図り、もって、学術の発展と有為な人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 前条の目的を遂行するため、両大学は、次の事項について連携協力する。

- (1) 教育に関する事項
- (2) 研究に関する事項
- (3) 産学官連携に関する事項
- (4) 地域社会への貢献に関する事項
- (5) その他本協定の目的を達成するために両大学が必要と認める事項

(有効期間等)

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、両大学的一方又は双方から協定の改廃の申し入れがないときは、平成23年4月1日から1年間更新するものとし、その後も同様の取扱いとする。

2 本協定書に定める事項に疑義が生じた場合又は本協定に定めるもののほか連携協力に関し必要な事項を定める場合は、両大学が協議の上、決定する。

本協定締結の証として、正本2通を作成し、各1通を保有する。

平成20年12月22日

奈良県橿原市四条町840番地
公立大学法人 奈良県立医科大学
理事長

吉岡章

東京都新宿区戸塚町1-104
学校法人 早稲田大学
総長

白井克彦